

大和市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、さんご接骨院における通所型介護予防事業・心身機能向上講習（さんご接骨院）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月20日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称     さんご接骨院  
                          代表 山後 恭一
- 2 受託者の所在地     大和市南林間一丁目18番3号
- 3 委 託 期 間     平成25年5月14日から平成26年3月31日まで